

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令（おそれ省令）	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告示（おそれ告示）	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引につい

	て
大量破壊兵器通達	大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について
通常兵器通達	通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について
補完規制通達	大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）
包括取扱要領	包括許可取扱要領
包括運用通達	包括許可について（運用のための輸出注意事項）
包括手続き	包括許可の手続等について（お知らせ）
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項第二号の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について

ホワイト国	輸出令別表第3で定められている地域をいう。国際的な輸出管理レジームすべてに参加し、その合意に基づいて、国内法の整備を行い、かつ、キャッチオール規制を実施している米国や英国など計26カ国をいう。
武器輸出三原則	三原則対象地域向けの場合には原則として武器の輸出を認めないことを内容としており、我が国が独自に行っている。その内容は、「武器及びその部分品等の輸出について」に示されている。
輸出管理社内規程	輸出管理に関する外為法等の法令を遵守し、法令違反を未然に防止するため、取引審査等の一連の業務を規定した社内規程のことをいい、コンプライアンス・プログラム（CP）ともいう。
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。 平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達が出され、企業における輸出管理の徹底が求められている。
リスト規制	輸出令別表第1の1から15の項、外為令別表の1から15の項の中欄に掲げられている貨物及び技術の規制をいう。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという

	意味で、補完的輸出規制ともいう。
通常兵器キャッチオール規制	通常兵器補完的輸出規制ともいう。
明らかガイドライン	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかっこ書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき）又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号のかっこ書（提供しようとする技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び核兵器等開発等省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきとき）にあたるかを判断するために「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」として経済産業省が公表しているガイドライン